【申請時の注意事項】

下記用件を満たさない場合には、補助金申請ができませんので申請の際にご確認ください。

! 空き家等とは

市内に所在する居住家屋又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及び、その敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいいます。

2 空き家解体の条件

同一敷地内に居住家屋(空き家)及び付小屋等(付属建物)がある場合は、全ての解体撤去が補助対象の条件となります。空き家だけ解体し、付属建物を残す場合は補助対象外です。また、本宅が近接している空き家は、付属建物とみなします。

3 空き家等調査の同意について

対象事業の補助決定を行うため、各調査が必要となりますので、同意くださるようお願いします。

4 市税等について

市税等の滞納がある場合は、補助事業の対象となりません。

5 建築年

築40年未満は、補助対象外です。建築年は課税明細書(固定資産税)からも確認できます。

6 解体工事業者

補助対象の場合、解体業者は市内の法人・個人業者で建築業法の許可がある等の制約があります。

7 解体工事見積金額

解体・処理費を見積ください。

※解体後の処理も必要です。解体のみでは補助対象となりません。

空き家(居住家屋)を解体した場合、住居用地の特例の対象外となり 土地の固定資産税の額が高くなる可能性があります。

詳細について税務課にご確認ください。(電話 0187-43-1117)